

議案第60号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入寮の許可)</p> <p><u>第4条の2 大学校へ入校（養成課程に係るものに限る。）を許可された者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて、学生寮へ入寮することができる。</u></p>	
<p>(入寮の許可の取消し等)</p> <p><u>第10条の2 知事は、寮生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入寮の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>学生寮の施設設備を故意にき損したとき。</u></p> <p>(2) <u>他の寮生に迷惑を及ぼし、又は学生寮の秩序を乱したとき。</u></p> <p><u>2 入寮の許可は、寮生が退学し、又は第8条の規定による退学の処分を受けたときは、その効力を失うものとする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に学生寮に入寮している者（養成課程又は研究課程に在籍している者に限る。）については、この条例の施行の日に改正後の鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第4条の2の規定による許可を受けたものとみなして第10条の2の規定を適用する。この場合における当該許可の有効期間その他の事項については、知事が別に定める。